

入 札 説 明 書

令和 8 年 8 月

群馬県地域創生部スポーツ振興課

ふれあいスポーツプラザ LED 照明器具賃貸借に係る入札公告（以下「公告」という。）に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

記

1 公告日 令和 8 年 8 月 1 2 日（水）

2 契約者 群馬県知事

3 担当部局

〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目 1 番 1 号

群馬県地域創生部スポーツ振興課競技力向上対策室パラスポーツ係（県庁舎 2 5 階）

電 話 027-898-3549 FAX 027-243-3110

メール sposhinka@pref.gunma.lg.jp

4 調達内容

(1) 賃貸借件名及び数量

群馬県立ふれあいスポーツプラザ LED 照明器具 一式

(2) 賃貸借件名の特質等 仕様書による

(3) 賃貸借期間 令和 9 年 4 月 1 日から令和 1 9 年 3 月 3 1 日まで

(4) 賃貸借場所 群馬県立ふれあいスポーツプラザ（伊勢崎市下触町 238-3）

(5) 入札方法 一般競争入札（事後審査）

5 入札参加資格

次に掲げる要件を満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 群馬県財務規則（平成 3 年群馬県規則第 1 8 号。以下「規則」という。）第 1 7 0 条の 2 第 3 項の規定により作成された令和 8 ・ 9 年度物件等購入契約資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であって等級格付区分が A 等級のものであること。

(3) 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）又は民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。

(4) この公告の日から入札日までの間において、規則第 1 7 0 条第 2 項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。

(5) 入札日において、県から指名停止を受けていない者であること。

(6) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

- (7) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者をいう。）でないこと。

6 入札参加資格申請書類の提出

(1) 書類の提出について

ア 書類の提出期限

令和8年8月21日（書類提出受付は、群馬県の休日を定める条例（平成元年群馬県条例第16号。以下「休日条例」という。）第1条に規定する休日を除く日の午前9時から午後5時まで）

イ 申請書の提出方法

ぐんま電子入札共同システム（アドレス <https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/>）

ウ 提出部数

各1部

(2) 提出書類は、次のとおりとする。

ア 入札参加資格確認申請書（別記様式1）

イ 条件付き一般競争入札参加資格確認資料（別記様式2）

(3) 申請する書類の作成説明会は行わない。

(4) 書類等を提出した者は、入札日の前日までに契約担当者に説明し、契約担当者との協議に応じる義務を負うものとし、必要な場合は提出した文書等の内容の変更に応じるべきものとする。説明および協議の義務を履行しない者並びに書類等の変更に応じない者の入札書は落札決定の対象としない。

(5) 入札参加資格がないと認められた者は、群馬県に対して入札参加資格がないと認めた理由について、次に従い書面（別記様式6）により説明を求めることができる。なお、説明を求められたときは、申し立て受付最終日の翌日から起算して5日以内（休日条例第1条に規定する休日を除く）に説明を求めた者に対して書面により回答する。

ア 提出期間 通知を行った日の翌日から起算して5日以内（休日条例第1条に規定する休日を除く）

イ 提出場所 群馬県地域創生部スポーツ振興課執務室

(6) その他

ア 提出する書類等の作成および提出に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 群馬県は、提出された書類等を、本件入札以外に提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された書類等は、返却しない。

エ 提出期限日以降における書類等の差替え及び再提出は、契約担当者が必要と認めた場合を除き認めない。

オ 書類等に関する問い合わせ先は上記3に同じ。

7 入札説明書等の質問

入札説明書、仕様書等に対する質問方法は次による。

(1) 質問書の受付

質問は、令和8年8月12日から令和8年8月21日午後5時までに、上記3の担当あてに書面（別記様式7）をメールにより提出すること。

受付時間以外の質問及び指定する書式や方法によらない質問は、一切受け付けない。

(2) 質問書の回答

令和8年8月27日午後5時までに、ぐんま電子入札共同システムの入札情報公開システムにより回答し、閲覧に供する。

アドレス (<https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/portal/>)

8 入札説明会

実施しない。

9 入札及び開札予定日時

(1) 入札書提出期間

令和8年8月25日午前9時00分から同年8月28日午後5時00分まで

(2) 開札予定日

令和8年8月31日午前10時00分

10 入札方法等

(1) 入札参加資格の確認がされなかった者又は入札日までに入札参加資格を失うことになったものは、入札の参加を認めない。

(2) 入札方法は、ぐんま電子入札共同システムによる。

(アドレス <https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/>)

(3) 入札に際しては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治施行令及び規則の規定を守ること。

(4) 入札に際しては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等の規定に抵触する行為をしないこと。

(5) 落札決定に当たっては、ぐんま電子入札共同システムにより入力された入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する額を入力し、ぐんま電子入札共同システムにより提出すること。

(6) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

(7) 第1回の入札において落札者がいないときは、再度の入札を行う。再度の入札で落札者がいないときは、その入札における価格の下位の入札者に見積書の提出を求め、随意契約に移行する場合がある。

1 1 入札保証金

免除

1 2 契約保証金

免除

1 3 開札

開札は、9に掲げる日時において、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

1 4 入札の無効

(1) 次の各号に該当する場合は、当該入札書の入札を無効とする。

ア 入札参加資格を有しない者の入札

イ 書類等に虚偽の記載を行った者のした入札

ウ 入札者が同一の入札について、2以上の入札書を提出したとき

エ 入札に際し、不正の行為があったとき

オ ICカードを不正に使用した者の入札

カ その他、入札に関する条件に違反したとき

(2) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消すものとする。

1 5 落札者の決定方法

規則第169条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、落札者となるべきものが2者以上あるときは、電子くじにより落札者を決定する。

1 6 契約書

(1) 契約書の案は、別添資料のとおりとする。

(2) 落札者は、落札通知を受けた日の翌日から起算して5日以内に契約を締結しなければならない。ただし、契約担当者が特に理由があると認めた場合は、この限りではない。期間内に契約締結に応じないときは、契約の相手方となる資格を失う。

1 7 その他

(1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 書類等に虚偽の記載をした場合は、指名停止措置を行うことがある。

(3) 入札説明書及び仕様書を入手した者は、これを本件入札手続き以外の目的で使用してはならない。

(4) 入札参加資格書を受領した後、入札までに入札を辞退する場合は、令和8年8月28日午後5時までに、入札辞退届を電子入札システムにより提出すること。

- (5) 入札説明書に記載されていない事項については、地方自治法、同法施行令、地方公共団体の物品又は特定役務の調達手続の特例を定める政令並びに規則など関係法令の定めによる。